

<標準様式第1> 個人情報ファイル簿

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	患者情報データベース	
行政機関等の名称	地方独立行政法人岡山市立総合医療センター 岡山市立市民病院	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	法人本部、岡山市立市民病院事務部、入退院管理支援センター、健康管理センター、診療部（各診療科）、薬剤部、診療技術部（放射線技術科、臨床検査技術科、栄養科、リハビリテーション技術科）、看護部（外来、各病棟含む）、医療安全管理室、院内感染防止対策室	
個人情報ファイルの利用目的	患者等に対する医療サービスの提供、医療保険事務、入退院等の病棟管理、患者等に係る会計・経理、医療事故等の報告、医療サービスの向上（症例検討等）、他の医療機関・助産所・薬局・訪問看護ステーション・介護サービス事業者等との連携、他の医療機関等からの照会への回答、患者の診療に当たり外部の医師等の意見・助言を求める場合、検査業務の委託その他の業務委託、家族等への病状説明、医療保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答、事業者からの委託を受けて健康診断等を行った場合における事業者等への結果通知、医師賠償保険などに係る医療に関する専門の団体・保険会社等への相談又は届出等、医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料（職員研修等）、病院内部において行われる学生の実習への協力、病院内部において行われる症例研究、外部監査機関への情報提供、治験委託業者への結果通知、未収金回収に係る債権回収業者への情報提供、がん登録事業への情報提供、病院内部において行われる医療統計・分析、診療記録の開示	
個人情報ファイルに係る本人の数	■ 1,000人以上 □ 1,000人未満	
記録項目	① 氏名、性別、住所、電話番号、生年月日及び年齢 ② 保険者番号、被保険者証の記号・番号 ③ 病名及び診療年月日 ④ 診療の経過 ⑤ 処方及び処置 ⑥ 検査結果 ⑦ 診療費 ⑧ 家族等キーパーソンの連絡先	
記録範囲	岡山市立市民病院の受診者で最終の診療から5年分（ただし債権関係は除く。）	
記録情報の収集方法	本人からの診察（健康診断）申込書、保険証の提示、診療・検査とこれに基づく医師の診断、診療情報提供書等照会元からの情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	診療報酬の審査支払機関（国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金、労災保険情報センター）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）岡山市立市民病院入退院管理支援センター（医事課） （所在地）岡山県岡山市北区北長瀬表町三丁目20番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無し	
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—

<標準様式第1> 個人情報ファイル簿

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	患者情報データベース	
行政機関等の名称	地方独立行政法人岡山市立総合医療センター 岡山市立せのお病院	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	法人本部、岡山市立せのお病院事務部、診療部、看護科、地域医療連携室、医療安全管理室、院内感染防止対策室	
個人情報ファイルの利用目的	患者等に対する医療サービスの提供、医療保険事務、入退院等の病棟管理、患者等に係る会計・経理、医療事故等の報告、医療サービスの向上(症例検討等)、他の医療機関・助産所・薬局・訪問看護ステーション・介護サービス事業者等との連携、他の医療機関等からの照会への回答、患者の診療に当たり外部の医師等の意見・助言を求める場合、検査業務の委託その他の業務委託、家族等への病状説明、医療保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答、事業者からの委託を受けて健康診断等を行った場合における事業者等への結果通知、医師賠償保険などに係る医療に関する専門の団体・保険会社等への相談又は届出等、医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料(職員研修等)、病院内部において行われる学生の実習への協力、病院内部において行われる症例研究、外部監査機関への情報提供、治験委託業者への結果通知、未収金回収に係る債権回収業者への情報提供	
個人情報ファイルに係る本人の数	■ 1,000人以上 □ 1,000人未満	
記録項目	① 氏名、性別、住所、電話番号、生年月日及び年齢 ② 保険者番号、被保険者証の記号・番号 ③ 病名及び診療年月日 ④ 診療の経過 ⑤ 処方及び処置 ⑥ 検査結果 ⑦ 診療費 ⑧ 職歴 ⑨ 家族等キーパーソンの連絡先	
記録範囲	岡山市立せのお病院の受診者で最終の診療から5年分(ただし債権関係は除く。)	
記録情報の収集方法	本人からの診察(健康診断)申込書、保険証の提示、診療・検査とこれに基づく医師の診断、診療情報提供書等照会元からの情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	診療報酬の審査支払機関(国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金、労災保険情報センター)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 岡山市立せのお病院 事務部 (所在地) 岡山県岡山市南区妹尾850番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無し	
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—